

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月2日から23年9月まで

昭和22年4月にA社B事業所のC職養成所に入校し、会社から報酬を受けていたことから、厚生年金保険に加入していたと記憶しているが、一部未加入期間があることが分かった。23年9月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に照会したところ、「正社員の人事カード及び職員録は残存しているが、現地採用の従業員に係る同記録等は無く、申立人については確認できなかった。会社は事実上倒産しており、社名は踏襲しているものの、当時の状況を知る者はいない。」との回答を得ており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社B事業所において、申立人と同じ日である昭和22年8月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が16人確認できる。

さらに、当該16人のうち生存及び所在が判明した6人に当時の状況について照会したところ、回答が得られた5人については、いずれもC職養成所に在籍していたとしている期間中に資格喪失しており、そのうちの4人は、「厚生年金保険の加入については分からない。」と供述している。

加えて、申立期間中の昭和22年9月に施行された労働基準法第56条第1項において、「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」とされたところ、上記の16人のうち15人は、申立人と同年代の14歳か15歳であることから、A社B事業所

は、同法に基づいて、申立人を含むC職養成所入所者を解雇扱いとし、厚生年金保険被保険者資格も喪失させたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 16 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みである旨の回答を得た。

A社B工場を退職した時には、脱退手当金という制度があることも知らず、受給した記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の請求手続について、A社の後継事業所であるC社は、「当時の資料は無いが、手続に必要な説明や本人に代わって請求手続を行っていたと推察される。」と回答しているところ、脱退手当金の受給記録の有る複数の被保険者は、「脱退手当金については会社の説明で知り、会社に手続をしてもらった。」と述べていることから、申立ての脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和46年10月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。